

入院の高額療養費制度についてのご案内

1ヶ月に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、申請していただくことにより超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。自己負担限度額は年齢や所得等により異なります。

また、「限度額適用認定証」をご提示いただくことで窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。
※ 自己負担限度額は毎月リセットされ、保険外負担分（個室料等）や食事負担分等は対象外です。

さらに令和5年4月1日よりオンライン資格確認を導入し、健康保険証の情報から当院の受付窓口にて「限度額適用認定証」の区分取得が可能となりました。また、マイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくことで「限度額適用認定証」の等の情報取得が可能です。

※ 健康保険証の種類や、保険者によるデータ登録が間に合っていない場合によりオンライン資格確認ができない場合がございます。その場合は、「限度額適用認定証」をご自身で加入されている保険者に申請していただき、発行された認定証はすぐに入院窓口にご提示ください。

<70歳未満の方>【自己負担限度額（月額）】

健康保険限度額適用認定証には加入者様の所得基準額に応じた自己負担限度額の区分をア～オで表示しています。

所得基準額	区分	自己負担限度額（月額）	多数該当 （※1）	食事代 令和8年5月迄	食事代 令和8年6月より
901万円超	ア	252,600円 + (※2 医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	510円	550円
600万円超～901万円以下	イ	167,400円 + (※2 医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円		
210万円超～600万円以下	ウ	80,100円 + (※2 医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円		
210万円以下	エ	57,600円			
市民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円	240円	270円

<70歳以上の方>【自己負担限度額（月額）】

70歳以上の方は、所得に応じて自己負担割合や限度額などが決まります。

所得基準額	区分	自己負担限度額（月額）	多数該当 （※1）	食事代 令和8年5月迄	食事代 令和8年6月より
課税所得金額690万円以上	現Ⅲ	252,600円 + (※2 医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	510円	550円
課税所得金額380万円以上	現Ⅱ	167,400円 + (※2 医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円		
課税所得金額145万円以上	現Ⅰ	80,100円 + (※2 医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円		
一般		57,600円	44,400円		
低所得者Ⅱ（住民税非課税）	区Ⅱ	24,600円	—	240円	270円
低所得者Ⅰ（住民税非課税/所得が一定以下）	区Ⅰ	15,000円	—	110円	130円

※1 多数該当とは、直近12か月に高額療養費の該当が4回以上の場合、4回目からは自己負担限度額が軽減される制度です。ただし、医療機関で確認できない場合は後日、保険者より還付されます。

※2 医療費とは、保険診療にかかる費用の総額（10割分）のことをいいます。